

横查情報月報



横浜市衛生研究所

令和3年6月号 目次

【検査結果】

劇症型溶血性レンサ球菌感染症検査結果（2020年）	1
薬事検査結果（令和2年度）	3
家庭用品検査結果（令和2年度）	4
厚生労働省「水道水質検査の外部精度管理調査」への 参加結果(令和2年度)	6

【情報提供】

衛生研究所WEBページ情報（令和3年5月）	10
-----------------------------	----

【感染症発生動向調査】

感染症発生動向調査報告*（令和3年5月）	12
----------------------------	----

* この記事では主に、医療機関向けの情報を提供しています。

感染症発生動向調査は感染症法に基づく国の事業です。本事業に関する詳細は、「感染症発生動向調査とは」（下記URL）をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/systemgaiyo.html>

劇症型溶血性レンサ球菌感染症検査結果(2020年)

劇症型溶血性レンサ球菌感染症は、溶血性を示すA群等のレンサ球菌によって引き起こされる感染症です。基礎疾患の有無に関わらず、突然の四肢の疼痛、腫脹、発熱などで発症し、その後急激に軟部組織壊死、急性腎不全、播種性血管内凝固症候群(DIC)、多臓器不全(MOF)を引き起こしショック状態から死亡することも多い感染症です。診断されると発生届が提出される感染症(五類全数届出疾病)で、全国的に、2014年あたりから発生件数が急激に増加し、横浜市でも同様の傾向が見られますがその原因は不明です。

当所では、感染症法に基づく感染症発生動向調査事業の一環として市内の医療機関から送付された劇症型溶血性レンサ球菌感染症の患者から分離された菌株についてT型別¹⁾、*emm* 遺伝子¹⁾、発赤毒素(*spe*) 遺伝子の検査をおこなっています。さらに菌株を国立感染症研究所に送付し、そこでM型別¹⁾、薬剤感受性試験などをおこなっています。

今回は2020年1月から12月までの1年間に、市内医療機関から保健所への届出があり、これに伴って搬入された菌株についての検査結果を報告します。

2020年は、発生届が出された18事例から分離された菌株19株が搬入されました。その起因菌はA群、B群およびG群溶血性レンサ球菌であり、詳細は保健所への届出順に表に示しました。このうちA群は6事例、B群は5事例、G群は7事例でした。

また、年齢別に分類すると18事例のうち、50代が2事例、60代が4事例、70代が3事例、80代が6事例、90代が3事例と、高齢者に多く発症する傾向がみられました。

¹⁾ T型別、M型別とは、A群溶血性レンサ球菌の菌体表層に存在する蛋白の血清型別のことで、疫学調査の手段として広く用いられています。また、M蛋白は抗オプソニン作用を示し、病原因子として知られています。*emm* 遺伝子による型別はそのM蛋白遺伝子で型別する方法です。

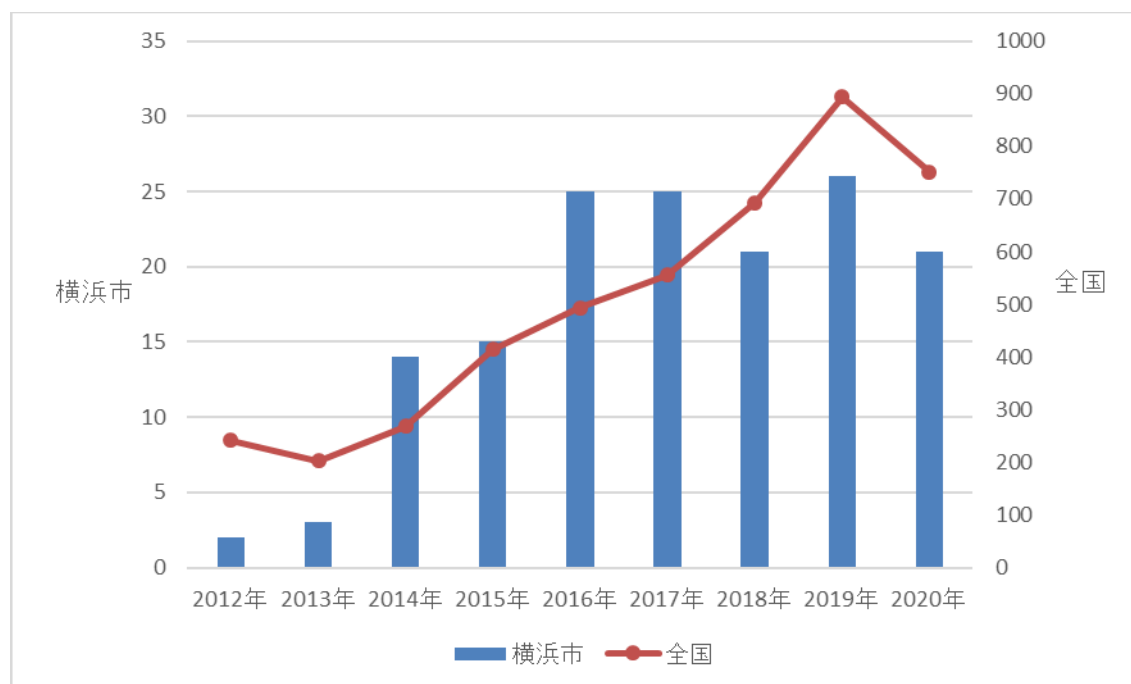


図 劇症型溶血性レンサ球菌感染症発生届出数(全国および横浜市)

国立感染症研究所感染症発生動向調査週報(IDWR)および横浜市感染症発生動向調査 全数情報から

表 2020年に発生した劇症型溶血性レンサ球菌感染症由来菌株の検査結果

採取日	年齢	性別	材料	菌名	T型	M型	emm	発赤毒素遺伝子 (spe)
1/13	70代	男	血液	G群 <i>S. dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG485.0	
1/24	60代	男	血液	B群 V型				
1/29	60代	女	関節液	A群	1	1	1.0	speA、speB、speF
2/5	70代	男	血液	A群	UT	UT	89.0	speB、speC、speF
2/7	80代	女	血液	G群 <i>S. dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stC74a.0	
3/11	80代	女	血液	A群	UT	UT	81.0	speB、speF
4/4	60代	男	血液	G群 <i>S. dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG6792.3	
5/11	50代	男	血液	A群	UT	UT	81.0	speB、speF
5/24	80代	男	血液	G群 <i>S. dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG6792.3	
6/4	80代	女	血液	A群	23	UT	81.0	speB、speF
6/23	80代	男	血液	B群II型				
6/29	90代	男	血液	G群 <i>S. dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG245.0	
7/14	90代	女	血液	G群 <i>S. dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG2078.0	
10/15	80代	女	血液	B群VIII型				
10/26	60代	男	血液 壊死軟部 組織	A群	UT	UT	81.0	speB、speF
10/30	50代	女	血液	B群III型				
11/20	90代	女	血液	G群 <i>S. dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG166b.0	
12/21	70代	女	血液	B群III型				

UT：型別不能

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

薬事検査結果(令和2年度)

健康被害の未然防止のため、健康福祉局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品と称して販売されている製品(強壮または痩身効果を目的とする製品)の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医薬品医療機器等法)で規制される成分検査を行っています。

令和2年度は「ダイエット」、「痩身」等を標ぼうするいわゆる健康食品15検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壮効果を標ぼうするいわゆる健康食品15検体について、メチルテストステロン、ヨヒンビン、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィルの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

医薬品中の残留溶媒について

医薬品の試験検査というと、成分検査、異物や不純物の検査、溶出試験などが挙げられますが、今回は残留溶媒試験についてお話しします。ここで言う残留溶媒とは医薬品や医薬品の原薬中に残っている有機溶媒のことです。医薬品原薬のほとんどは有機合成や天然物を抽出することにより製造されていますので、製造過程では必ず有機溶媒を使用することになり、溶媒の除去工程はありますが、溶媒が多少なりとも残留してしまうのは避けられません。医薬品の品質と安全性を守るため、日本薬局方(JP)によって主な溶媒の残留規定値が定められています。近年では海外から医薬品原薬を輸入することから、1997年に日本薬局方(JP)アメリカ薬局方(USP)及びヨーロッパ薬局方(EP)の3極で国際的に調和されたものを基盤とする「医薬品の残留溶媒ガイドライン」が示されました^{*1}。これを受けて2016年に第17改正日本薬局方一般試験法“残留溶媒”の内容も大幅に増えています。また、医薬品製造の際には低毒性の溶媒を使用するように勧告しており、溶媒を下記の3つのクラスに分類しています。

【残留溶媒の分類】

クラス1: 医薬品の製造において使用を避けるべき溶媒

ベンゼン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエテン、1,1,1-トリクロロエタン

クラス2: 医薬品中の残留量を規制すべき溶媒

アセトニトリル、クロロベンゼン、クロロホルム、クメン、シクロヘキサン、1,2-ジクロロエテン、ジクロロメタン、1,2-ジメトキシエタン、N,N-ジメチルアセトアミド、N,N-ジメチルホルムアミド、1,4-ジオキサン、2-エトキシエタノール、エチレングリコール、ホルムアミド、ヘキサン、メタノール、2-メトキシエタノール、メチルブチルケトン、メチルイソブチルケトン、メチルシクロヘキサン、N-メチルピロリドン、ニトロメタン、ピリジン、スルホラン、テトラヒドロフラン、テトラリン、トルエン、1,1,2-トリクロロエテン、キシレン(オルト、パラ、メタ)

クラス3: 低毒性の溶媒

酢酸、アセトン、アニソール、1-ブタノール、2-ブタノール、酢酸 n-ブチル、t-ブチルメチルエーテル、ジメチルスルホキシド、エタノール、酢酸エチル、ジエチルエーテル、ギ酸エチル、ギ酸、ヘプタン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸メチル、3-メチル-1-ブタノール、メチルエチルケトン、2-メチル-1-プロパノール、ペンタン、1-ペンタノール、1-プロパノール、2-プロパノール、酢酸プロピル、トリエチルアミン

*1 International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use (ICH) ed., "Impurities: Guideline for residual solvents Q3C (R3), July, 1997.

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】

家庭用品検査結果(令和2年度)

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を行っています。

令和2年度、健康福祉局生活衛生課が市内販売店で、70検体を購入して検査を行いました。その検体について、延べ507項目の検査を実施しました。検査の結果、繊維製品(えり飾り)3検体から特定芳香族アミンを容易に生成するアゾ化合物が検出されました(表1)。参考に、規制基準を示しました(表2)。

表1 令和2年度 家庭用品検査検体内訳および検査結果

	検 体 数	違 反 検 体 数	検 査 項 目 数	検査項目内訳											
				ホルムアルデヒド*1	ホルムアルデヒド*2	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	塩化水素又は硫酸	水酸化ナトリウム 又は水酸化カリウム	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	アゾ化合物*3	容器試験*4
繊維製品															
よだれ掛け	6	0	6	6											
中衣	8	0	8	8											
外衣	11	0	11	11											
下着	12	0	12	6	6										
くつ下	6	0	6	6											
おしめカバー	1	0	1	1											
帽子	4	0	4	4											
寝衣	1	0	1	1											
寝具	1	0	1	1											
手袋	1	0	24										24		
えり飾り	5	3	288										288		
タオル	1	0	24										24		
床敷物	4	0	96										96		
家庭用化学製品															
住宅用洗剤	1	0	5					1						4	
家庭用洗剤	1	0	5						1					4	
家庭用エアゾル製品	2	0	6							2	2	2			
家庭用塗料	1	0	3			1	1	1							
家庭用接着剤	1	0	3			1	1	1							
つけまつげ用接着剤	3	0	3		3										
合計	70	3	507	44	9	2	2	2	1	1	2	2	2	432	8

*1 乳幼児(生後24か月以下)用

*2 乳幼児用以外

*3 アゾ化合物から生成する発がん性を有する又は疑いのある24種の特定芳香族アミンを測定

*4 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

～アゾ化合物について～

アゾ化合物は、染料として繊維製品等に使用されていますが、アゾ化合物の一部は人の皮膚での細菌で還元され、発がん性を有する又は疑いのある第1級芳香族アミン(特定芳香族アミン)を生成する場合があります。そのため、平成28年度から、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、繊維製品・革製品を対象に規制基準が新設されました。本市では、平成28年度からアゾ化合物の規制基準に関する検査を行っています。当所において、令和2年度、初めて規制基準を超過した違反製品(えり飾り3検体)を発見しました。

表2 家庭用品検査項目および規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品	吸光度差が0.05以下または16 μ g/g以下
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 μ g/g以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 μ g/g以下
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 μ g/g以下
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用洗浄剤	酸の量として10%以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として5%以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
アゾ化合物	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして30 μ g/g以下
容器試験		住宅用・家庭用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)による容器強度を有すること

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】

厚生労働省「水道水質検査の外部精度管理調査」への参加結果 (令和2年度)

横浜市衛生研究所では厚生労働省が実施する「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」に参加して、水質検査に係る技術水準の向上、検査体制の改善を通じて、検査の信頼性の確保に努めています。令和2年度の参加結果及び平成15年度～令和元年度の結果を報告します。

1 調査対象機関

令和2年度は地方衛生研究所が33機関、水道事業者などの水質検査機関が163機関、登録検査機関*1が209機関、合計405機関が参加しました。

この精度管理調査は平成12年度から毎年実施されていますが、地方衛生研究所や保健所などの地方公共団体の機関が参加できるようになったのは平成15年度からです。対象は全ての水質基準項目について検査できる機関となっていました。平成23年度からは調査対象検査項目を一部でも自己検査できる機関に対象が広がりました。当所は継続して参加しています。

*1: 水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関

2 統一試料調査対象検査項目

水質基準に関する省令(平成15年5月厚生労働省令第101号)に掲げる51項目のうち、令和2年度の調査対象検査項目は有機物として「フェノール類」、無機物として「六価クロム化合物」でした。

水質基準値や検査方法告示の改正が行われると調査対象検査項目に選定されています。近年の水質基準値の改正では令和2年4月に「六価クロム化合物」の基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに強化されました。「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」*2の改正は令和2年4月に別表第4に規定されているフレーム-原子吸光光度計による一斉分析法の対象とする金属類の項目から「六価クロム化合物」が削除されました。また、塩素酸に新たな検査方法として液体クロマトグラフ-質量分析法(別表第18の2)が追加されました。

*2: 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」 厚生労働省告示261号 平成15年7月22日



誘導結合プラズマ-質量分析装置



液体クロマトグラフ-タンデム質量分析装置

3 結果

令和2年度の「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」への参加結果を表1に示しました。フェノール類は6物質(フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール、2,4,6-トリクロロフェノール)をフェノールの濃度に換算して基準値が設定されています。6物質のうち0.0005mg/L以上の濃度で検出された物質の濃度をフェノールの濃度に換算せずにそのまま報告することとされました。添加されていない物質を0.0005mg/L以上の濃度で報告した場合、添加された物質を検出できなかった場合は原因及び改善策の検討が必要になります。

フェノール類は1試料の結果を、六価クロム化合物は2試料の結果を報告しました。

Zスコア^{*3}の絶対値は0.16～1.52であり「満足」という判定結果でした。中央値からの誤差率は無機物においては0.5%、-2.0%、有機物においては8.0%、9.1%、10.1%でした。中央値からの誤差率の判定は規定値である無機物±10%以内、有機物±20%以内であり良好な結果でした。

表1 厚生労働省「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」への参加結果 (令和2年度)

精度管理項目	検査方法 ^{*2}	試料濃度 設定値 (mg/L)	試料濃度 中央値 (mg/L)	当所の参加結果		
				測定値 (mg/L)	誤差率 (%)	Zスコア ^{*3}
R2 有機物	フェノール類(ロットE)					
	フェノール					
	2-クロロフェノール	0.00140	0.00137	0.001491	9.1	1.36
	4-クロロフェノール	別表29の2				
	2,4-ジクロロフェノール					
	2,6-ジクロロフェノール	0.00100	0.000958	0.001055	10.1	1.52
	2,4,6-トリクロロフェノール	0.00120	0.00114	0.001235	8.0	1.19
無機物	六価クロム化合物(ロットA)	0.00250	0.00249	0.00244	-2.0	-0.60
	六価クロム化合物(ロットC)	0.00750	0.00745	0.00749	0.5	0.16

*3: 極端な結果(異常値など)の影響を最小にしつつ、各データのバラツキの度合いを算出するために考案された統計量

平成15年度～令和元年度の水道水質検査精度管理のための統一試料調査への参加結果を表2に示しました。当所で、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」^{*2}の中から、より確実に精度良く検査できる方法として当所が選定し、採用している検査方法は告示別表6、13、15、16の2、17、18、19、25、29、29の2です。検査の結果、無機物の変動係数は0.01%～5.0%、有機物の変動係数は0.4%～9.1%の範囲にあり変動係数の規定値である無機物10%、有機物20%を超えたことはありません。無機物の中央値からの誤差率は-1.6%～0.9%、有機物の中央値からの誤差率は-11.6%～9.2%の範囲にあり誤差率の規定値である無機物±10%以内、有機物±20%以内を超えたことはありません。

*2: 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」 厚生労働省告示261号 平成15年7月22日

- 告示 別表6 : 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
- 告示 別表13 : イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
- 告示 別表15 : ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
- 告示 別表16の2 : イオンクロマトグラフ法
- 告示 別表17 : 溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
- 告示 別表18 : イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法
- 告示 別表19 : 溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
- 告示 別表25 : パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
- 告示 別表29 : 固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
- 告示 別表29の2 : 固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法

補足: 平成29年度までは各試料を5回繰り返し測定して平均値を報告していましたが、平成30年度からは測定値を一つだけ報告する方法になりました。このため、変動係数の評価はなくなりました。なお、精度不良機関の判定手法は度々変更されており、平成22年度からはGrubbs検定により外れ値を棄却したうえでZスコアを算出することになりました。Grubbs検定の結果、採択され、測定精度が良好と判断されても検査方法告示からの逸脱がある場合はZスコアの絶対値が27年度、28年度は通知されていませんでした。29年度、30年度、令和元年度はZスコアの絶対値が通知されています。

表2 厚生労働省「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」への参加結果（平成15年度～令和元年度）

参加年度	精度管理項目	検査方法*2	試料濃度		当所の参加結果				
			設定値 (mg/L)	中央値 (mg/L)	平均・測定値 (mg/L)	変動係数 (%)	誤差率 (%)	Zスコア	
H15	有機物	テトラクロエチレン	0.00150*4	0.000847	0.000868	3.0	—	0.08	
		プロモジクロメタン	別表15	0.00450*4	0.00406	0.00347	4.8	—	-1.30
		プロモホルム	0.0180*4	0.0162	0.0140	3.2	—	-1.07	
	無機物	フッ素及びその化合物	0.120	0.119	0.119	5.0	—	0.00	
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	別表13	2.10	2.07	2.10	2.9	—	0.48
		塩化物イオン	25.0	24.8	24.1	2.8	—	-1.26	
H16	有機物	クロ酢酸	0.00600	0.00654	0.00657	3.0	—	0.04	
		トリクロ酢酸	別表17	0.0250	0.0255	0.0266	0.9	—	0.52
		ジクロ酢酸	0.00500	0.00510	0.00519	2.1	—	0.14	
無機物	臭素酸	別表18	0.00400	0.00396	0.00385	3.2	—	-1.00	
H18	有機物	四塩化炭素	0.000600	0.000469	0.000435	1.4	—	-0.55	
		トリクロエチレン	別表15	0.0100	0.00827	0.00808	1.8	—	-0.24
		ベンゼン	0.00500	0.00428	0.00423	1.8	—	-0.19	
	無機物	セレン及びその化合物	別表6	0.00800	0.00786	0.00715	0.7	—	-1.25
		ヒ素及びその化合物	0.00350	0.00345	0.00344	0.5	—	-0.01	
H19	有機物	フェノール類	別表29	0.00134	0.00133	0.00144	2.5	—	0.98
	無機物	鉄及びその化合物	別表6	0.0450	0.0455	0.0433	0.6	—	-1.29
H20	有機物	ジエオシン	別表25	0.00000600	0.00000594	0.00000631	3.7	—	0.55
		2-メチルイソボルネオール	0.00000550	0.00000526	0.00000628	3.2	—	1.80	
	無機物	塩素酸	別表16の2	0.120	0.119	0.119	1.7	—	0.00
H21	有機物	ホルムアルデヒド	別表19	0.0650	0.0654	0.0671	1.2	—	0.37
	無機物	鉛及びその化合物	別表6	0.00130	0.00129	0.00129	0.6	—	-0.08
		アルミニウム及びその化合物	0.0300	0.0321	0.0356	2.1	—	1.50	
H22	有機物	フェノール類のうち2, 4-ジクロロフェノール	別表29	0.00190	0.00183	0.00181	2.8	—	-0.15
	無機物	カドミウム及びその化合物	別表6	0.000600	0.000592	0.000626	1.0	—	1.74
H23	有機物	四塩化炭素	別表15	0.000857	0.000572	0.000519	0.4	—	-0.80
	無機物	鉄及びその化合物	別表6	0.0373	0.0373	0.0378	0.4	—	0.39
H24	有機物	テトラクロエチレン	別表15	0.00856	0.00630	0.00609	3.3	—	-0.32
	無機物	ヒ素及びその化合物	別表6	0.00550	0.00539	0.00524	0.01	—	-0.72
H25	有機物	クロ酢酸	別表17	0.00700	0.00687	0.00865	9.1	—	棄却*5
	無機物	ホウ素及びその化合物	別表6	0.950	0.949	0.948	1.5	—	-0.04
H26	無機物	マンガン及びその化合物	別表6	0.0180	0.0180	0.0180	0.6	—	0.00
H27	無機物	亜硝酸態窒素	別表13	0.00820	0.00806	0.00801	0.2	—	非通知*6
H28	有機物	ジクロ酢酸	別表17	0.00450	0.00449	0.00460	2.1	—	0.57
		トリクロ酢酸	0.00680	0.00689	0.00685	2.0	—	-0.12	
H29	有機物	ホルムアルデヒド	別表19	0.0600	0.0615	0.0671	1.0	9.2	3.12
	無機物	フッ素及びその化合物	別表13	0.300	0.298	0.297	2.0	-0.1	-0.07
H30	有機物	クロホルム(ロットB)	別表15	0.0350	0.0333	0.0353	—	6.0	0.90
		プロモジクロメタン(ロットB)	0.0150	0.0144	0.0140	—	-2.8	-0.42	
	無機物	鉛及びその化合物(ロットB)	別表6	0.00500	0.00498	0.00490	—	-1.6	-0.48
		鉛及びその化合物(ロットC)	0.00700	0.00696	0.00693	—	-0.4	-0.13	
R 1	有機物	トリクロエチレン(ロットA)	別表15	0.00200	0.00201	0.00181	—	-10.0	-1.49
		トリクロエチレン(ロットB)	0.00600	0.005895	0.00521	—	-11.6	-1.74	
	無機物	臭素酸(ロットA)	別表18	0.00150	0.00150	0.00151	—	0.7	0.20
		臭素酸(ロットC)	0.00900	0.00901	0.00909	—	0.9	0.27	

*2: 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」 厚生労働省告示261号 平成15年7月22日

*4: 有機物分析用の試料の濃度はトリハロメタン類の揮散の結果、想定値より低くなった。

*5: 測定値が5%棄却限界値を超えたためGrubbs検定により棄却された。

*6: Grubbs検定の結果では採択されたが、検査方法告示からの逸脱があった。

4 階層化評価

統一試料の測定結果を踏まえ、平成27年度からは登録検査機関だけでなく地方衛生研究所・水道事業者などの水質検査機関にも階層化評価（第1群、第2群、要改善）が導入されました。また、平成30年度からは誤差率が無機物±10%、有機物±20%を超えた機関は要改善に分類され、日常の水質検査業務においても水質検査の信頼性を確保するための取組が不十分であるおそれがあるため、水質検査の技術水準・精度向上に努め、原因究明と改善すべき点の是正措置の確実な実施が求められます。

当所は、平成27年度が第2群、平成28年度・29年度・30年度・令和元年度・2年度が第1群に評価されました。

- 第1群:実施要領及び細則に基づき精度管理が実施され、統計分析(Grubbs 検定)で棄却されず、検査結果への影響が大きいとされた違反事項がなかった(疑義がないと判断された)機関。
- 第2群:統計分析(Grubbs検定)で棄却されなかったが、実施要領及び細則並びに告示からの逸脱が見られ、水道水質検査精度管理検討会にて水質検査の実施体制に一部疑義があると判断された機関。統計分析(Grubbs検定)で棄却された機関で、水道水質検査精度管理検討会にて、測定結果が適切と判断された機関。
- 要改善:統計分析(Grubbs検定)で棄却された又は検定の対象外となった機関で、測定結果が不適切と判断された機関。
なお、29年度からGrubbs検定により棄却された機関であって、中央値からの誤差率が無機物においては±10%以内、有機物においては±20%以内であった機関は要改善とは取り扱わないこととされました。

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】

衛生研究所WEBページ情報(令和3年5月)

横浜市衛生研究所ホームページ(衛生研究所WEBページ)は平成10年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報、薬事情報を提供しています。

今回は、当WEBページにおける令和3年5月のアクセス件数、アクセス順位、電子メールによる問い合わせ、追加・更新記事について報告します。

なお、アクセス件数は市民局広報課から提供されたデータを基に集計しました。また、令和2年2月の集計より、新Webアクセス解析システム「Matomo」による集計となります。

1 利用状況

(1) アクセス件数

令和3年5月の総アクセス数は、289,295件でした。前月に比べ6.7%減少しました。主な内訳は、横浜市感染症情報センター*87.3%、保健情報7.9%、生活環境衛生1.2%、食品衛生1.1%、薬事0.8%、検査情報月報0.3%でした。

* 横浜市では、衛生研究所感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターを設置しており、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、これらを速やかに提供・公開しています。

(2) アクセス順位

5月のアクセス順位(表1)を見ると、感染症に関する項目が、大半を占めています。

1位は、「横浜市感染症情報センタートップページ」、2位は、「ぎょう虫(蟯虫)症について」、3位は、「大麻(マリファナ)について」でした。10位には、「EBウイルスと伝染性単核症について」が入っています。

表1 令和3年5月 アクセス順位

順位	タイトル	件数
1	横浜市感染症情報センタートップページ	158,152
2	ぎょう虫(蟯虫)症について	10,245
3	大麻(マリファナ)について	5,252
4	B群レンサ球菌(GBS)感染症について	4,609
5	死亡率・致死率(致命率)・死亡割合について	4,041
6	トキソプラズマ症について	3,999
7	リステリア症について	3,447
8	フルーツジュース(果汁)と下痢について	3,135
9	クロストリジウム-ディフィシル感染症について	3,072
10	EBウイルスと伝染性単核症について	2,935

データ提供:市民局広報課

「横浜市感染症情報センタートップページ」に関連する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/eiken/idsc.html>

「ぎょう虫(蟯虫)症について」に関連する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/eiken/kansen-center/shikkan/ka/gyou1.html>

(3) 電子メールによる問い合わせ

令和3年5月の問い合わせは、3件でした(表2)。

表2 令和3年5月 電子メールによる問い合わせ

内容	件数
インフルエンザ患者数について	1
オランダのこどもの定期予防接種について	1
感染症の予防やまん延防止に関するマニュアルについて	1

2 追加・更新記事

令和3年5月に追加・更新した主な記事は、3件でした(表3)。

表3 令和3年5月 追加・更新記事

掲載月日	内容	備考
5月21日	オランダのこどもの定期予防接種について	更新
5月26日	横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果(速報版第1回)	掲載
5月31日	感染症に気をつけよう(6月号)	掲載

【 感染症・疫学情報課 】

横浜市感染症発生動向調査報告(令和3年5月)

《今月のトピックス》

- 新型コロナウイルス感染症の報告数が多い状態が続いています。
- RSウイルス感染症が増加しており、今後の動向に注意が必要です。
- 梅毒の報告が続いています。

◇ 全数把握の対象

〈5月期に報告された全数把握疾患〉

腸管出血性大腸菌感染症	7件	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1件
E型肝炎	2件	後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)	3件
レジオネラ症	3件	侵襲性肺炎球菌感染症	3件
アメーバ赤痢	1件	梅毒	9件
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2件	破傷風	1件
急性脳炎	1件	-	-

- 1 腸管出血性大腸菌感染症: O157が2件、O91が1件(無症状病原体保有者)、O8が1件(無症状病原体保有者)、O不明が3件(うち2件が無症状病原体保有者)報告されました。
- 2 E型肝炎: 2件(いずれも無症状病原体保有者)の報告がありました。感染経路等不明です。
- 3 レジオネラ症: 肺炎型3件の報告がありました。感染経路等不明です。
- 4 アメーバ赤痢: 腸管アメーバ症1件の報告がありました。感染経路等不明です。
- 5 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症: 2件の報告がありました。感染経路等不明です。
- 6 急性脳炎: 10歳未満の報告が1件(病原体はHSV-2、垂直感染疑い)ありました。
- 7 劇症型溶血性レンサ球菌感染症: G群1件の報告がありました。飛沫感染が推定されています。
- 8 後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む): いずれも男性で、AIDSが1件(感染経路等不明)、無症状病原体保有者2件(性的接触(同性間1件、詳細不明1件)による)報告がありました。
- 9 侵襲性肺炎球菌感染症: 20歳代の報告が1件(ワクチン接種歴不明)、70歳代の報告が2件(いずれもワクチン接種歴無)ありました。
- 10 梅毒: 無症状病原体保有者1件、早期顕症梅毒Ⅰ期2件、早期顕症梅毒Ⅱ期6件の報告がありました。男性7件、女性2件で、推定感染経路は、性的接触8件(異性間7件、性別不詳1件)、不明1件でした。
- 11 破傷風: 80歳代の報告が1件(ワクチン接種歴無)ありました。

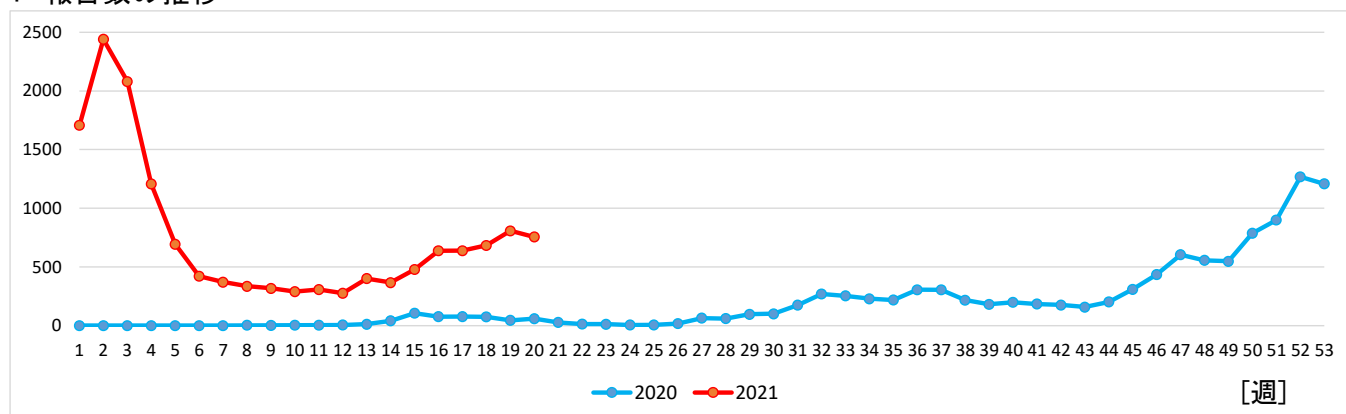
◇ 新型コロナウイルス感染症(報道発表ベース)

第16週～第20週に横浜市から報道発表のありました症例は3,525件でした。

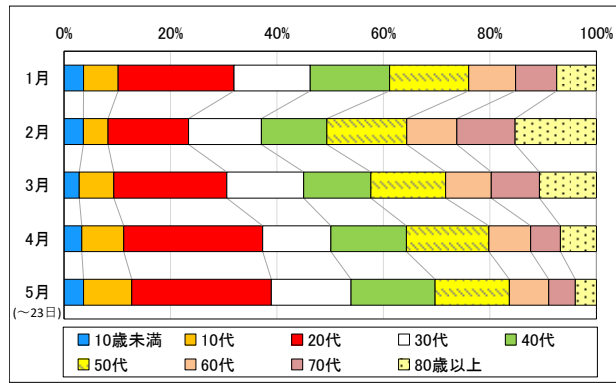
◆ 横浜市内の陽性患者の発生状況データ・相談件数

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/kansensho/coronavirus/corona-data.html>

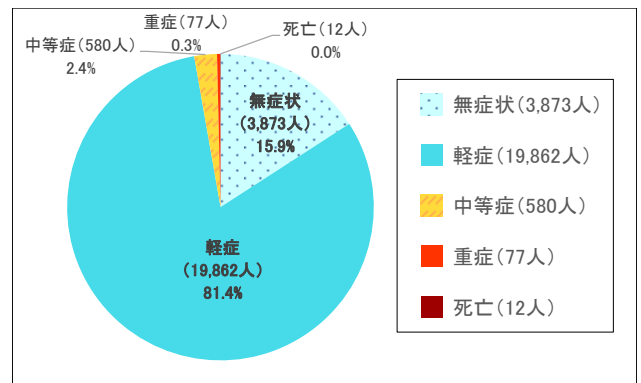
1 報告数の推移



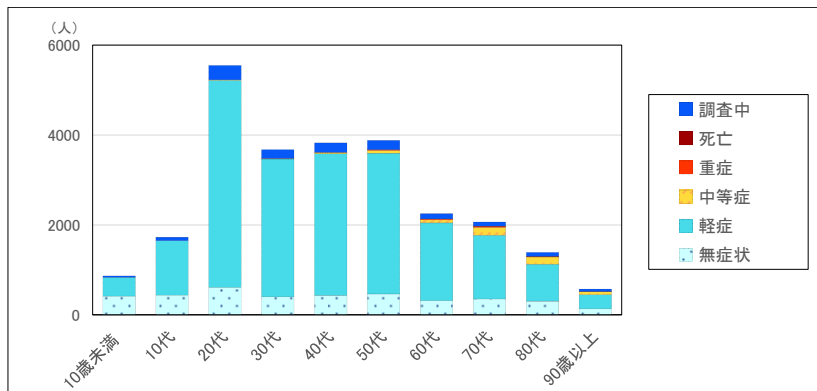
2 年齢別割合



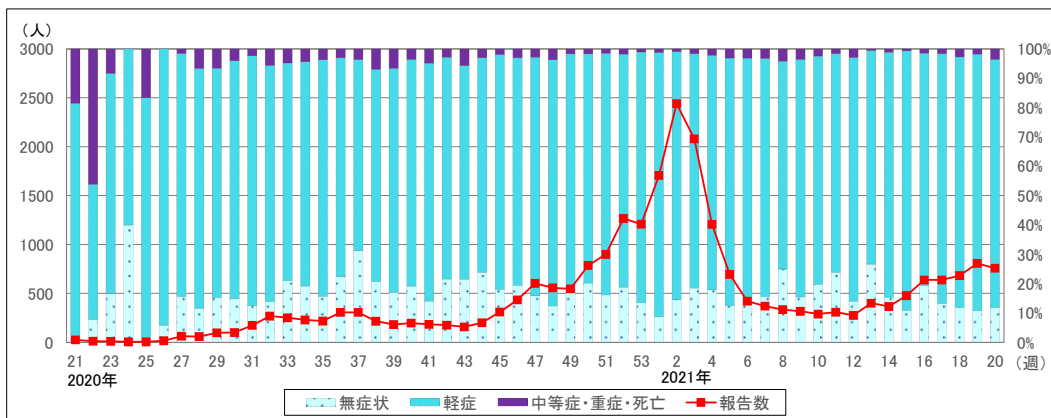
3 陽性確定時の症状の割合



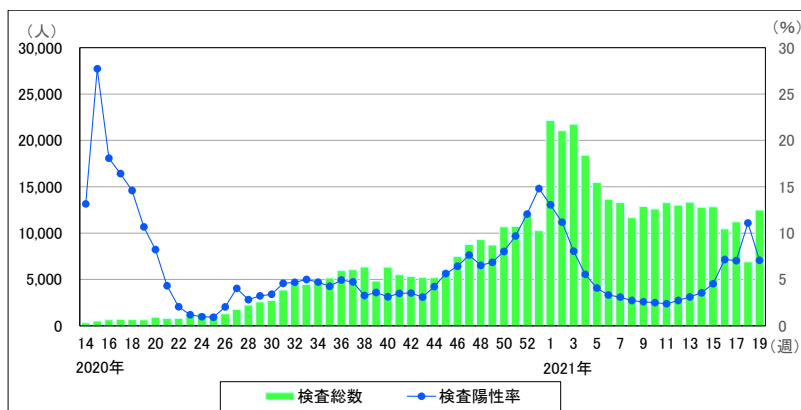
4 陽性確定時の症状別人数(年代別)



5 報告数と届出時点の症状



6 市内における新型コロナウイルス検査実施状況



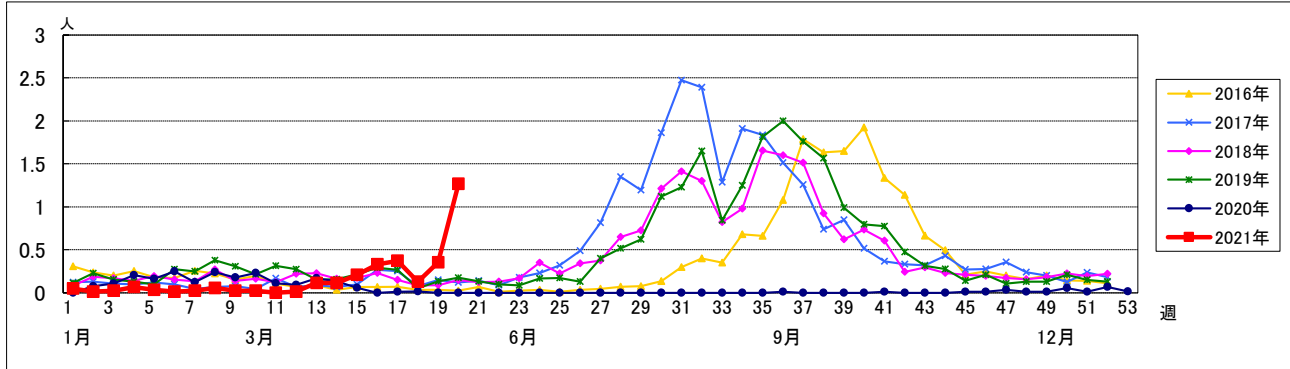
7 変異株の検出状況

神奈川県 新型コロナウイルス感染症による患者確認について
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/prs/r7391113.html>

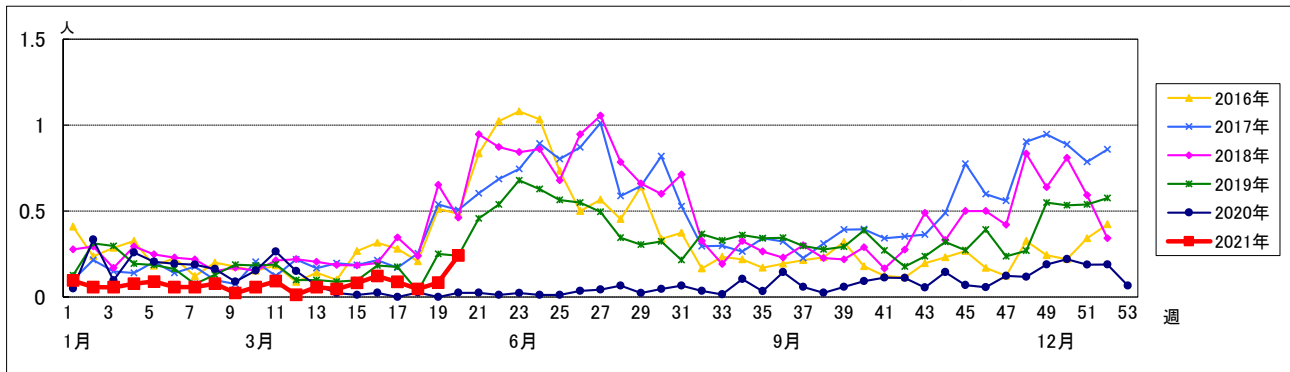
報告週対応表	
第16週	4月19日～4月25日
第17週	4月26日～5月2日
第18週	5月3日～5月9日
第19週	5月10日～5月16日
第20週	5月17日～5月23日

◇ 定点把握の対象:

1 RSウイルス感染症: 第16週は0.33、第17週は0.37と増加し、第20週は1.27でした。



2 咽頭結膜熱: 2021年は0.1未満で推移していましたが、第16週は0.12、第20週は0.24でした。



3 性感染症(4月)

性器クラミジア感染症	男性:21件	女性:13件	性器ヘルペスウイルス感染症	男性:4件	女性:13件
尖圭コンジローマ	男性:5件	女性:2件	淋菌感染症	男性:12件	女性:4件

4 基幹定点週報

	第16週	第17週	第18週	第19週	第20週
細菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
無菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00	0.66
マイコプラズマ肺炎	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

5 基幹定点月報(4月)

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1件	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1件
薬剤耐性緑膿菌感染症	0件	-	-

【 感染症・疫学情報課 】

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

5月期(2021年第16週～第20週)に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点38件、内科定点4件、眼科定点1件、基幹定点2件、定点外医療機関からは2件でした。

ヒトパレコウイルス1型分離1株及びライノウイルス遺伝子4件、ノロウイルスG2遺伝子1件が検出されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(2021年第16週～第20週)

主な臨床症状 分離・検出ウイルス	上 気 道 炎	下 気 道 炎	胃 腸 炎	発 疹 症
ライノウイルス		- 3		- 1
ヒトパレコウイルス 1型	1 -			
ノロウイルス G2			- 1	
合計	1 -	- 3	- 1	- 1

上段:ウイルス分離数

下段:遺伝子検出数

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

〈細菌検査〉

5月期(2021年第16週～第20週)の「菌株同定」依頼は、基幹定点からカルバペネム耐性腸内細菌科細菌2件、侵襲性肺炎球菌1件、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌1件、ブラキシピラ属菌1件、サルモネラ属菌1件、非定点から同定依頼1件の検査依頼がありました。

保健所からは、腸管出血性大腸菌1件、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌4件、劇症型溶血性レンサ球菌1件の依頼がありました。

「分離同定」の検査依頼は医療機関からボレリアの検査依頼が2件、保健所からレジオネラ2件の検査依頼がありました。小児科定点からは溶血性レンサ球菌1件、消化器系病原菌1件の検査依頼がありました。

表 感染症発生動向調査における病原体調査(2021年第16週～第20週)

菌株同定	項目	検体数	血清型等	
医療機関 基幹定点	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	2	<i>Klebsiella aerogenes</i> (1)、 <i>Enterobacter cloacae</i> complex (1)	
	侵襲性肺炎球菌	1	<i>Streptococcus pneumoniae</i> UT (1)	
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	1	<i>Staphylococcus aureus</i> (1)	
	ブラキシピラ属菌	1	<i>Brachyspira pilosicoli</i> (1)	
	サルモネラ属菌	1	<i>Salmonella</i> Manhattan (1)	
非定点	同定依頼(破傷風疑い)	1	<i>Clostridium septicum</i> (1)	
保健所	腸管出血性大腸菌	1	腸管出血性大腸菌O157:H7 VT1 VT2 (1)	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	4	<i>Enterobacter cloacae</i> complex (2)、 <i>Klebsiella pneumoniae</i> (2)	
	劇症型溶血性レンサ球菌	1	G群溶血性レンサ球菌 (1)	
分離同定	材料	項目	検体数	同定、血清型等
医療機関 定点	全血	ボレリア	1	ライム病群ボレリア 不検出(real time PCR) (1)、 回帰熱群ボレリア 不検出(real time PCR) (1)
	痂皮	ボレリア	1	ライム病群ボレリア 不検出(real time PCR) (1)、 回帰熱群ボレリア 不検出(real time PCR) (1)
保健所	喀痰	レジオネラ	2	<i>Legionella pneumophila</i> SG1 (2)、
小児サーベイランス	項目	検体数	同定、血清型等	
小児科定点	溶血性レンサ球菌	1	G群溶血性レンサ球菌 (1)	
	消化器系病原菌	1	不検出 (1)	